

## 相談事例編（その3）

### ●はじめに

前回は種類株、属人株についての相談事例として活用例を紹介した。今回もまた引き続き活用事例を紹介する。

### I 残余財産分配優先株式を使った事例

まず相談事例から。

短期間で終了するプロジェクトのためにA氏と会社を設立しようと考えています。資金は半々で出す予定ですが、A氏のほうが技術力や業務運営ノウハウを持っているので、A氏に気持ちよく働いてもらいたいと思っています。良い方法があればご教示ください。

#### 回答

残余財産分配優先株式という種類株式があります。残余財産というのは会社を清算する時に残る財産ということです。普通株式ですと、残った財産は出資割合で分配します。

ただ、今回は短期のプロジェクトというふうですので、成果が出来ばその分利益剰余金も増え、それを分配することにもなりますので、出資割合だけでなく、事業に貢献した割合を加味した分配などもできるようにすると、A氏も元気が出るというものです。技術、ノウハウなどA氏が心おきなく出せるようになりますね。

資金は半々はということですが、残余財産

についてA氏に優先分配ができるように一株当たりの分配金額を決め定款に記載します。

例えば、1,000万円の残余財産が残り、分配すると計画します。残余財産分配優先株式1株当たり10万円と定款に記載をし、A氏が80株持っているとすると800万円をA氏は受け取ることになります。残り200万円がもう一人にいくことになります。

短期間で終了するプロジェクトがあり、それを明確にするために会社を設立する。プロジェクトを実施し、その成果として利益剰余金が残る。それを種類株式を使ってうまく分配する。利益計画を立て、それに基づく利益分配をあらかじめ残余財産分配優先株式で設計しておくことができる。利益分配で争いになることが多い。それを防ぐ有力なツールとして種類株が使える。

### II ヒーロー株を使った事例

次のような事例もある。

社長に兄弟の子どもが2人いて、1人が会社を継ぐという場合。兄のDさんは専務として経営の補佐をしており、弟のEさんは監査役で入ってはいるが名ばかり監査役で、実質的には別の会社のサラリーマンで頑張っている。

しかし、父の会社の動向について少しは気になるらしい。

この場合、父親の社長は兄のほうのDさんへの事業承継を考えているが、そのまま、事業承継としてすべての株を兄のほうに譲渡すると、弟のほうが異議を唱えることが考えられる。相続が争族になってしまふ。それではチヨツと困る。

ここで弟の気持ちを聞き、どのように考えているのかを確認する。経営に関心がなければ、株はすべて兄に、その他の現金や不動産を多めに弟のほうに譲渡することにするのが良いだろう。



しかし、ここでのポイントは、事業承継は相続でなく現社長がピンピンしている今が最適のタイミングということである。また、株式はその価額が変動するということも問題である。

弟はとりあえずおいておく。今、現社長が突然の病気で倒れたらどうするか？専務として兄が頑張っている場合はとりあえずOKだらう。そのまま、社長に替わって兄が采配をふるえばよい。まだ、経営者になって日が浅い場合や、いま一つ力量がハッキリしない場合などがここでは問題である。



議決権の大きさが会社支配力の大きさだから、兄に事業承継させたい場合は、いずれにしても議決権の大半を兄が持つようにしないといけない。そしてそれを補う誰かの支援があればなお良い。ここで登場するのがヒーロー株である。専務である兄を支える力量のある人がいればその人にたっぷり配当をする配当権をしっか

りとつけた属人株を発行する。その平成のウルトラマンともいえるEさん……。頼もしいヒーローの誕生である。

現社長がしっかりとしている今のうちに手を打つことが大切である。でもこの平成のウルトラマンさんはボランティアではない。しっかりと報酬はもらわないとやる気も出ない。ボランティアでは人は動かない。だから成功したらしっかりと配当をつけることを定款にうたう。そしてその確実な証拠として属人株を発行する。期限をそこで明確にすることが大切である。3年なら3年、兄の専務がしっかりとした経営者になるまでの期間を特定すること。それでEさんも明確な具体的な計画が立てられる。

何ごとも「見える化」は大切である。リスクマネジメントのキーワードは「安心」ということ。「見える化」は別名「安心化」である。しっかりと兄ちゃんを後継者として育成すれば相応の配当がもらえるのだからこれは安心である。儲けた利益の50%とか、この際、大盤振る舞いしても良いかもしれない。後継者育成の授業料である。それで50%残るのだったらラッキーというものである。その会社で一番を良い方法を探したらよい。

属人株の特徴は、定款にうたうだけで、属人株式を発行できるということである。登記の必要がない……。こっそりできる。その辺りの会社事情を勘ぐられることもない。その点、属人株はとても使いやすい。

5